

関係法令等

人事院規則一〇—四（職員の保健及び安全保持）（昭和四十八年四月一日施行）（抜粋）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 職員の保健及び安全保持についての基準並びにその基準の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（人事院の権限）

第二条 人事院は、職員の保健及び安全保持についての基準の設定並びにその基準についての指導調整に当たるほか、その実施状況について随時調査又は監査を行ない、法又は規則の規定に違反していると認める場合には、その是正を指示することができる。

（各省各庁の長の責務）

第三条 各省各庁の長は、法及び規則の定めるところに従い、それぞれ所属の職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第四条 職員は、その所属の各省各庁の長その他の関係者が法及び規則の規定に基づいて講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

第二章 健康安全管理体制

（健康管理者）

第五条 各省各庁の長は、人事院の定める組織区分（内部組織の構成等により必要があると認める場合にあっては、当該組織区分を細分した組織区分）ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから健康管理者を指名しなければならない。

2 健康管理者は、上司の指揮監督の下に、職員の健康管理に関する事務の主任者として次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

三 職員の健康診断又は面接指導（医師が問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）の実施に関する事。

四 職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関する事。

五 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関する事。

（健康管理担当者及び安全管理担当者）

第七条 各省各庁の長は、健康管理者の事務を補助する者として健康管理担当者を、安全管理者の事務を補助する者として安全管理担当者をそれぞれ置かなければならない。

（健康管理医）

第九条 各省各庁の長は、第五条第一項の組織区分ごとに、健康管理医を置かなければならない。

2 健康管理医は、医師である職員（当該健康管理医を指名しようとする組織区分に係る各省各庁の長及び当該組織区分の長を除く。）のうちから指名し、又は医師である者に委嘱するものとする。

3 健康管理医は、指導区分の決定又は変更その他人事院の定める健康管理についての指導等の業務（以下「健康管理指導等」という。）を行うものとする。

4 健康管理医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

5 各省各庁の長は、健康管理医に対し、人事院の定めるところにより、職員の勤務時間に関する情報その他の健康管理医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要な情報として人事院の定めるものを提供しなければならない。

6 各省各庁の長は、健康管理医による職員の健康管理指導等の適切な実施を図るため、健康管理医が職員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 各省各庁の長は、健康管理医の業務の内容その他の健康管理医の業務に関する事項で人事院の定めるものを、常時各勤務場所の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の人事院の定める方法により、職員に周知させなければならない。

第三章 健康管理基準

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第二十二条の四 各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。）に対し、医師、保健師その他の人事院の定める者（第三項において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を受ける機会を与えなければならない。

- 2 前項の検査の項目その他同項の検査に関し必要な事項は、人事院が定める。
- 3 各省各庁の長は、第一項に規定する検査を受けた職員に対し、人事院の定めるところにより、当該検査を行つた医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、各省各庁の長は、あらかじめ当該結果の通知を受けた職員の同意を得ないで、当該医師等から当該職員の検査の結果の提供を受けてはならない。
- 4 各省各庁の長は、前項の規定による通知を受けた職員であつて、心理的な負担の程度が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当するものから面接指導を受けることを希望する旨の申出があつた場合には、当該職員に対し、人事院の定めるところにより、面接指導を行わなければならない。この場合において、各省各庁の長は、職員が当該申出をしたことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 第二十二条の二第三項の規定は、前項の規定による面接指導の結果に基づく必要な措置について準用する。

(指導区分の決定等)

第二十三条 各省各庁の長は、健康診断又は面接指導を行つた医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を健康管理医に提示し、別表第四の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を受けるものとする。

- 2 各省各庁の長は、前項の職員の医療に当たつた医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合その他必要と認める場合には、所要の資料を健康管理医に提示し、当該職員の指導区分の変更を受けるものとする。

(事後措置)

第二十四条 各省各庁の長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受け

た職員については、その指導区分に応じ、別表第四の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な事後措置をとらなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の事後措置の実施に当たり、伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員についてやむを得ないと認める場合には、業務に就くことを禁止することができる。

3 前項の規定による就業の禁止は、人事院の定める事項を記載した文書を交付して行なわなければならない。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第二十五条の二 各省各庁の長は、この規則の規定による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

別表第四 指導区分及び事後措置の基準（第二十三条、第二十四条関係）

指導区分			事後措置の基準
区分		内容	
生活規正の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。

			い。
	C	勤務をほぼ平常に行な つてよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を 制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療 行為を必要とするもの	医療機関のあつせん等により適正 な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指 導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発 病・再発防止のため必要な指導等 を行なう。
	3	医師による直接又は間 接の医療行為を日宇用 としないもの	

「人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」（昭和 62 年 12 月 25 日職福—691）（人事院事務総長発）令和 7 年 3 月 31 日最終改正（抜粋）

第 22 条の 4 関係

- 1 この条の第 1 項の「人事院の定める非常勤職員」は、第 19 条及び第 20 条関係第 3 項に定めるところと同様とする。
- 2 この条の第 1 項の「人事院の定める者」は、次に掲げる者（以下「医師等」という。）とする。ただし、同項の検査（以下第 13 項までにおいて「検査」という。）1 回につき少なくとも 1 人は、健康管理医でなければならない。
 - (1) 医師
 - (2) 保健師
 - (3) 労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 27 年厚生労働省告示第 251 号）に定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理師又は平成 27 年 12 月 1 日前において規則第 9 条第 3 項に規定する業務に 3 年以上従事した経験を有する看護師若しくは精神保健福祉士
- 3 この条の第 2 項の人事院の定める検査の項目は次に掲げるものとし、当該検査の回数は 1 年につき少なくとも 1 回とする。
 - (1) 職場における当該職員の心理的な負担に関する項目
 - (2) 当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 - (3) 職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目
- 4 検査を受ける職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員は、当該検査の実施の事務に従事してはならない。
- 5 第 2 項ただし書の健康管理医は、規則第 25 条第 1 項の規定により各省各庁の長が検査の結果の記録を作成する場合を除き、当該検査において他の医師等が作成したものも含め、当該検査の結果の記録の保存を行うものとする。
- 6 各省各庁の長は、規則第 25 条第 1 項の規定により自ら検査の結果の記録を作成する場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び前項に規定する健康管理医による当該検査の結果の記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 7 各省各庁の長は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を別表第1の組織区分欄に掲げる組織区分その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。
- 8 各省各庁の長は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の職員の実情を考慮して、当該集団の職員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 各省各庁の長は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等から、当該検査を受けた職員に対し、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。
- 10 この条の第3項の「職員の同意」は、書面によらなければならない。
- 11 この条の第4項の「人事院の定める要件」は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い職員であって、同項の面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものであることとする。
- 12 この条の第4項の申出は、前項の要件に該当する職員が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく、行うものとする。
- 13 各省各庁の長は、検査を行った医師等が、第11項の要件に該当する職員に対し、この条の第4項の申出を行うよう勧奨することができるようにならなければならない。
- 14 第22条の2関係第7項の規定は、この条の第4項の面接指導について、準用する。
- 15 各省各庁の長は、面接指導を行うに当たり、医師に、この条の第4項の申出を行った職員に対し、第3項(1)から(3)までに掲げる項目に係る事項のほか、次に掲げる事項について確認を行わせるものとする。
- (1) 当該職員の勤務の状況
- (2) 当該職員の心理的な負担の状況
- (3) (2)に掲げるもののほか、当該職員の心身の状況
- 16 第22条の2関係第13項の規定は、この条の第4項の面接指導の結果に基づく同条第5項の規定により準用する規則第22条の2第3項の規定による医師からの意見聴取について準用する。

第23条関係

- 1 この条の第2項の「医療に当たった医師」には、直接治療を行った医師のほか、平常職員の相談を受けている医師が含まれる。
- 2 この条の第2項の「その他必要と認める場合」とは、指導区分の決定を受けた者の職務の変更、本人又は家族の申出、職場の上司又は同僚の意見等により、指導区分を変更する必要があると認める場合をいう。